



無担保利子補給つき低利の融資でトラック業界の近代化を

第33回(平成21年度)

中央近代化基金

NOx・排ガス無担保融資

推薦申込み公募のしおり

■ この融資の目的 ■

この融資は、全日本トラック協会からの利子補給により、無担保・長期低利の融資を推進し、トラック運送事業者の近代化・合理化をはかるものです。

推薦は融資対象事業が近代化基金融資の条件に適合するものであることを確認・証明するもので、融資の決定とは異なります。

推薦決定後、取扱金融機関の返済能力等の審査を経て融資の可否が決定されます。

平成 21 年 5 月



社団法人 全日本トラック協会

第33回 中央近代化基金 NO_x・排ガス無担保融資 推薦申込み公募要綱

1. 公募推薦総枠 10 億円
2. 公募期間 平成 21 年 6 月 15 日から平成 21 年 8 月 31 日まで
3. 申込み先 各都道府県トラック協会（以下「地方協会」という）
所定の申込書により公募期間満了までに、各地方協会へ申込むこと。
4. 推薦対象者 地方協会に加入している貨物自動車運送事業法の許可を受けた運送事業者及びその共同体（以下「事業者」という）であって、商工組合中央金庫（以下「商工中金」という）の取引資格のあるもの、または取引資格取得予定のあるもので、債務超過でないこと、延滞していないこと、その他種々の観点からみて商工中金が金融審査を行い返済力に問題がないと認められる事業者。
5. 推薦対象事業 「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」（平成 4 年法律第 70 号…自動車 NO_x・PM 法）に基づく排出基準に適合しない車両を当該基準に適合する車両に代替するために要する資金。
(注 1) 自己資金等で設備代金を支払済の場合は推薦対象としない。
ただし、推薦決定以前に支払いを行ったものであっても、平成 21 年 4 月 1 日以降に「金融機関からのつなぎ融資」、又は「割賦手形」で必要資金を賄った場合で、本融資の資金が当該つなぎ融資の一括返済、及び当該割賦手形の一括組戻しに充当されるものについては推薦対象とする。
(注 2) 推薦対象に要する資金には消費税を含めることができる。
6. 推薦融資の条件
 - ① 融資限度額
1 事業者 2 千万円
(注) 但し、既往借入残高に 21 年度申込額を加算した金額が 2 千万円以内であること。また、公募額を超える場合は減額等調整する場合がある。
 - ② 融資利率
NO_x・排ガス融資の所定の利率に 1.35 % を加算した利率
 - ③ 償還期間
5 年以内
 - ④ 据置期間
償還期間のうち 6 ヶ月以内（初回の元金償還日を貸出日から 6 ヶ月以内）
 - ⑤ 償還方法
月賦、隔月賦、または 3 ヶ月ごとの元金均等償還とする。
ただし、端数は最終償還日で調整するものとする。
 - ⑥ 担保
無担保（融資にあたり新たな担保提供は不要）
 - ⑦ 保証人
法人の場合は原則代表者とする。
個人の場合は原則事業経営の関係者（後継者等）とする。
いずれの場合も第三者保証不要

7. 利 子 補 給 利子補給率 年 1.2 % (共同体・個別企業体)
(社)全日本トラック協会(以下「全ト協」という)は、この融資を借受けた事業者に対し、その利子負担を軽減するため、上記の利子補給を行うものとする。
8. 設 備 完 成 報 告 適合車購入後、速やかに、設備完成報告(様式7号の2)を提出のこと。報告がない場合には、利子補給を行えない。
《報告時添付書類》
①自動車検査証(写) ②所定の「代替を証する書面」(写)
③領収証(振込受付書)(写) ④つなぎ融資がある場合その確認書類(つなぎ融資の融資計算書および返済計算書)
なお、本制度を利用して購入した車両の車検証は、所有者・使用者とも購入した者の名義にする必要がある。
9. 取 扱 金 融 機 関 商工中金本支店(商工中金の本支店に限定)
10. 地 方 協 会 か ら 全 トラック 協 会 へ 推 薦 期 限 平成21年9月7日(全ト協必着日)
中央近代化基金融資推薦書(様式8号)・推薦一覧表(様式16号の2)にて全ト協へ推薦
11. 推 薦 適 否 決 定 通 知 平成21年9月14日(通知予定日)
12. 推 薦 通 知 書 の 有 効 期 限 推薦通知書の有効期限は、下記の通り各々の推薦通知書に記載する。

平成22年3月末日

- (注) 融資実行がやむを得ない理由により、上記の次年度以降にずれ込む場合には、地方協会を通じて有効期間の延長を申し出ること。
13. 留 意 事 項
- ・ 推薦通知は、融資の決定とは異なる。
推薦は融資対象事業が近代化基金融資の条件に適合するものであることを確認・証明するものであり、その後取扱金融機関の返済能力等の審査を経て、融資の可否が決定される。
 - ・ 推薦決定後、計画の変更(購入、代替車両の変更、延期、中止等)が生じた場合は所定の手続き(様式17号・19号・18号)が必要となるので、地方協会へ申し出ること。所定の手続きがなく融資実行された場合、利子補給が行えない。
 - ・ 企業が所属組合を通じて借入をする「転貸方式」の利用ができる。
 - ・ この要綱に定めのない事項は、「自動車NOx・PM法に基づく排出基準適合車への代替促進等に関する無担保融資利子補給金の交付要綱」及び同「交付細則」の定めるところによる。

申込み手続き等の手引き

1. 申込書及び添付書類

- ① 申込書及びこの添付書類は、様式が定められていますので各地方協会備え付けの用紙をご利用下さい。
- ② 記入方法等がわからないときは、地方協会事務局にお問い合わせ下さい。
- ③ 提出された書類は返却しませんので、商工中金宛の提出書類は別途コピー等ご用意下さい。

2. 見積書等

申込時には、購入車両(適合車)の見積書を添付していただきますので、早めに準備して下さい。15条・16条抹消等予定の非適合車(代替を行う旧車両)については自動車検査証写しもご用意下さい。

3. 商工中金宛借入申込み

融資推薦の決定通知を受けた方は、同通知書の写しを添えて直ちに商工中金に借入申込を行なって下さい。

又、決算関係書類等については、別途商工中金からの依頼によって提出して下さい。

なお、商工中金から借入を行うときは、商工中金に対し出資している協同組合等の団体又はその構成員であることが必要となりますので、この資格を備えていない方は各地方協会にご相談下さい。

4. 代替を証する書面について

非適合車(旧車両)と適合車(購入車両)の代替を確認するため、旧車両については次のいずれかの書類を提出していただきます。また、適合車(購入車両)については、当該自動車検査証の写しを提出していただきます。

(申込時の非適合車の自動車検査証の写し等により、所有者・車両の識別記号・車台番号等の照合、確認を行います。)

書面名称	発行機関等	備考
登録事項等証明書 (永久抹消登録記載)	運輸支局・自動車検査登録事務所	車両の解体を行った場合。
輸出抹消仮登録証明書	運輸支局・自動車検査登録事務所	登録を受けている車両の輸出を行おうとする場合。
登録識別情報等通知書	運輸支局・自動車検査登録事務所	登録を受けている車両の使用を中止する場合。
現在登録事項等証明書	運輸支局・自動車検査登録事務所	現在所有者の名義人などの登録事項を証明する。
詳細登録事項等証明書	運輸支局・自動車検査登録事務所	当該車両の新車時から現在に至るまでの歴代所有者等の変遷を総て記載。
解体証明書	解体業者	フォークリフトの場合のみ

5. 不明点は…

お気軽に各地方協会の近代化基金融資担当者にお尋ね下さい。